

第三	第二	第一	日程	<p>議事日程</p> <p>守口市門真市消防組合議会臨時会</p>
選第一号			事件番号	
議長の選挙	会期について	仮議席の指定	事件名	
			備考	

平成二十三年七月十二日（火） 午前十時開会

議事日程

守口市門真市消防組合議会臨時会

平成二十三年七月十二日（火）

午前十時開会

第九	第八	第七	第六	第五	第四	日程	事件番号	事件名	備考
議案第四号	議案第三号	報告第一号	選任同意第一号	選第二号					
消防車両（化学車）購入契約の締結について	消防車両（はしご車）購入契約の締結について	専決処分の報告について	監査委員の選任について	副議長の選挙	議席の指定				

平成二十三年七月十二日

守口市門真市消防組合議会臨時会会議録

守口市門真市消防組合議会臨時会会議録
(守口市門真市消防組合消防本部会議室)

○ 議事日程

平成二十三年七月十二日(火) 午前十時開会

- | | |
|------|---------------------------|
| 日程第一 | 仮議席の指定 |
| 日程第二 | 会期について |
| 日程第三 | 議長の選挙 |
| 日程第四 | 議席の指定 |
| 日程第五 | 副議長の選挙 |
| 日程第六 | 監査委員の選任について |
| 日程第七 | 専決処分の報告について |
| 日程第八 | 消防車両(はしご車)購入
契約の締結について |
| 日程第九 | 消防車両(化学車)購入
契約の締結について |

○ 出席議員(十五名)

- | | | |
|----|-----|----|
| 一 | 岡本 | 宗城 |
| 二 | 内海 | 武寿 |
| 三 | 戸田 | 久和 |
| 四 | 佐藤 | 親太 |
| 五 | 吉水 | 丈晴 |
| 六 | 福田 | 英彦 |
| 七 | 亀井 | 淳 |
| 八 | 福西 | 寿光 |
| 九 | 西田 | 久美 |
| 十 | 服部 | 浩之 |
| 十一 | 小鍛冶 | 宗親 |
| 十二 | 木村 | 剛久 |
| 十三 | 澤井 | 良一 |
| 十四 | 甲斐 | 礼子 |
| 十五 | 池嶋 | 一夫 |

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

管理者職務代理者	川部政彦君
副管理者	園部一成君
消防長	住岡郁男君
次長	深澤雄二君
守口消防署長	奥田修次君
門真消防署長	児玉勝美君
総務課長	藤原喜嗣君
予防課長	三田薫君
警備課長	稲田英之君
司令課長	長谷部恒夫君
特別救助隊長	脇田和治君
会計管理者	井上良一君

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

守口市理事兼市民生活部長	泉谷延君
守口市危機管理課長	南一義君
門真市総務部長	森本訓史君
門真市危機管理課長	土井保君

○ 議会事務局出席職員

総務課参事	益井治美
総務課参事	橋本浩司
総務課課長補佐	山田幸彦
総務課総務係主任	阪本利弘

~~~~~

午前十時開会

○ 書 記（益井 治美君） おはようございます。会議を

開会されるに当たりまして、事務局から一言申し上げます。本日は統一地方選挙後初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第七十七条の規定に基づきまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

つきましては、本日御出席の年長議員は佐藤親太議員でございますので、ここに御紹介を申し上げますとともに、佐藤議員の議長席への御着席をお願いいたします。

（臨時議長佐藤親太君議長席に着く）

○ 臨時議長（佐藤 親太君） おはようございます。ただいま御紹介をいただきました佐藤親太でございます。

地方自治法第七十七条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。

なお、私の職務は、新議長を選出するまでの極めて短時間でございますので、ごあいさつは省略させていただきますと思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

これより組合議会臨時会を開会いたします。

開会に当たりまして、管理者職務代理人からごあいさつを受けることといたします。

○ 管理者職務代理人（川部 政彦君） 議長

○ 臨時議長（佐藤 親太君） 管理者職務代理人

○ 管理者職務代理人（川部 政彦君） 前管理者が体調不良により退職された状況下におきまして、臨時会を開催させていただきますことに、まずもって、お詫びを申し上げますとともに、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。誠に僭越ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつをさせていただきます。

本日ここに組合議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員皆様方におかれましては、何かと御多用中にもかかわらず、御出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。

また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切な御指導、御鞭撻を賜り、心から感謝を申し上げます次第でございます。

議員の皆様方におかれましては、さきの統一地方選挙におきまして市議会議員としての御当選の栄を得られ、さらに、本組合議会議員にお迎えすることとなりましたことは、本組合運営におきましても誠に喜ばしく本席をお借りいたしまして、心からお祝いを申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、議会の構成を初め、選任同意、専決処分等の報告及び財産の取得に関し、御審議をいただくことと相成っております。

どうかよろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

- 臨時議長（佐藤 親太君） それでは、これより会議を開きます。

書記から本日の欠席議員等の報告を受けます。

- 書記（益井 治美君） 御報告申し上げます。

本日は、十五名全員の御出席でございます。

以上、御報告を終わります。

- 臨時議長（佐藤 親太君） 定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。

この際本日の会議録署名議員を定めます。岡本議員、甲斐議員にお願い申し上げます。

日程に入ります前にここで、消防組合幹部職員の紹介を受けることといたします。

- 消防長（住岡 郁男君） 議長
- 臨時議長（佐藤 親太君） 消防長
- 消防長（住岡 郁男君） 少しお時間を頂きまして、消

防組合幹部職員の御紹介を申し上げます。

私、消防長の住岡郁男でございます。どうぞよろしくお願いたします。

消防本部次長の深澤雄二でございます。

守口消防署長の奥田修次でございます。

門真消防署長の児玉勝美でございます。

総務課長の藤原喜嗣でございます。

予防課長の三田薫でございます。

警備課長の稲田英之でございます。

司令課長の長谷部恒夫でございます。

特別救助隊長の脇田和治でございます。

以上でございます。どうか今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 臨時議長（佐藤 親太君） 紹介は終わりました。

これより議事に入ります。直ちに日程に入ります。本日、臨時議長において行う日程は、お手元の議事日程のとおり日程第一、「仮議席の指定」から日程第三、選第一号、「議長の選挙」までの計三件を付議すべきこととなっております。

それではまず、日程第一、「仮議席の指定」を行います。仮議席は、臨時議長において指定いたします。各議員の

氏名とその仮議席の番号を書記から朗読させます。

○ 書 記（益井 治美君） 敬称は略させていただきます。

一番、岡本 宗城

二番、内海 武寿

三番、戸田 久和

四番、佐藤 親太

五番、吉水 丈晴

六番、福田 英彦

七番、亀井 淳

八番、福西 寿光

九番、西田 久美

十番、服部 浩之

十一番、小鍛冶 宗親

十二番、木村 剛久

十三番、澤井 良一

十四番、甲斐 礼子

十五番、池嶋 一夫

以上でございます。

○ 臨時議長（佐藤 親太君） ただいま朗読したとおり、仮議席を指定いたします。

次に、日程第二、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日一日としたいと存じます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 臨時議長（佐藤 親太君） 異議なしと認めます。よって、

会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第三、選第一号、「議長選挙」を行います。

○ 六 番（福田 英彦君） 議長

○ 臨時議長（佐藤 親太君） 福田議員

○ 六 番（福田 英彦君） この際動議を提出いたします。

この選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選とし、かつ、その指名は臨時議長に一任をいたします。

○ 臨時議長（佐藤 親太君） ただいま福田議員から、選挙

の方法は指名推選とし、かつ、その指名は臨時議長に一任するとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題としてお諮りいたします。

本動議のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 臨時議長（佐藤 親太君） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、私から御指名申し上げます。組合議会議長に



は、池嶋一夫議員を御指名申し上げます。

お諮りいたします。ただいまの被指名人をもって当選人と決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 臨時議長（佐藤 親太君） 異議なしと認めます。よって、組合議会議長には、池嶋一夫議員が当選人と決しました。

この際池嶋議員よりごあいさつを受けることといたします。

○ 十五番（池嶋 一夫君） 一言お礼のごあいさつを申し上げます。

このたび皆様方の御推挙を得まして、消防組合議会議長の重責を賜りましたことは、誠に光栄の至りでございます。

もとより私は浅学非才ではございますが、皆様方の御指導、御鞭撻をいただきまして、誠心誠意努力を傾注し、この重責を全ういたしたい所存でございます。何とぞ皆様方におかれましても、今後ともより一層の御支援を賜り、円滑な組合議会の運営に御協力下さいますよう切にお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

○ 臨時議長（佐藤 親太君） 議長のあいさつは終わりました。

それでは、私の職務はこれにて終了いたしましたので、新議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

（臨時議長佐藤親太君退席、議長池嶋一夫君議長席に着く）

○ 議長（池嶋 一夫君） それでは、引き続き議事を行います。

本日の日程は、お手元の議事日程のとおり、日程第四、「議席の指定」から日程第九、議案第四号、「消防車両（化学車）購入契約の締結について」までの計六件を付議すべきことと相成っております。

それでは、日程第四、「議席の指定」を行います。議席は、議長において指定いたします。各議員の議席は、現在御着席の番号をもって指定いたします。

次の日程に入るに先立ち、私から御報告申し上げます。

監査委員から去る三月から六月に行われました「例月出納検査の結果について」文書をもって報告がなされております。

以上、報告事項を終わります。

引き続き日程に入ります。それでは、日程第五、選第二号、「副議長の選挙」を行います。

○ 八番（福西 寿光君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 福西議員

○ 八 番（福西 寿光君） この際動議を提出いたします。

この選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選とし、かつ、その指名は議長に一任いたします。

○ 議 長（池嶋 一夫君） ただいま福西議員から、選挙

の方法は指名推選とし、かつ、その指名は議長に一任するとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題としてお諮りいたします。

本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、私から御指名申し上げます。組合議会副議長には亀井淳議員を御指名申し上げます。

お諮りいたします。ただいまの被指名人をもって当選人と決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 異議なしと認めます。よって、組合議会副議長には亀井淳議員が当選人と決しました。

この際亀井議員よりごあいさつを受けることといたします

す。

○ 七 番（亀井 淳君） 一言お礼のあいさつを申し上げます。

ただいま皆様方に御推挙いただきまして、本消防議会副議長当選を賜りまして、心よりお礼を申し上げます。

人格、見識ともすぐれた議長を初め、議員各位の良き御指導、御鞭撻を賜りながら、この大任を果たすべき努力をいたしてまいります。どうか、今後とも変わらぬ御協力賜りますようによくお願い申し上げます。

○ 議 長（池嶋 一夫君） 次に移ります。日程第六、選任同意第一号、「監査委員の選任について」を議題といたします。

この際申し上げます。地方自治法第百七条の規定により、当該議員の退場を願うことといたします。

（当該議員退場）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 書記をして議題を朗読させます。

○ 書 記（益井 治美君） 選任同意第一号

監査委員の選任について

守口市門真市消防組合議会 議員 澤井 良一 守口市議会議員

議員の中から選任すべき監査委員に、右の者を適任と認め選任したいので、議会の同意を求める。

平成二十三年七月十二日提出

守口市門真市消防組合管理者職務代理人 守口市長職務

代理人 守口市事務職員 川部 政彦

以上

○ 議 長（池嶋 一夫君） 理事者より提案理由の説明を求めます。

○ 管理者職務代理人（川部 政彦君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 川部管理者職務代理人

○ 管理者職務代理人（川部 政彦君） ただいま上程されました、選任同意第一号、「監査委員の選任について」でござ

いますが、さきの統一地方選挙によりまして、議会議員の皆様の中から、お願いをいたしております監査委員が欠員となっておりまして、守口市選出の澤井良一議員を適任とさせていただきます、選任いたしたく存じますので議会の御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議 長（池嶋 一夫君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、選任同意第一号を採決いたします。本件はこれを同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 異議なしと認めます。よって、本件はこれを同意することに決しました。

この際御退場願っております澤井議員の入場を願うことといたします。

（澤井議員入場）

○ 議 長（池嶋 一夫君） この際澤井良一議員に申し上げます。

本件について、ただいまの審議の結果、同意することになりました。

これより澤井議員のごあいさつを受けることといたします。

○ 十三番（澤井 良一君） このたび、本消防組合議会選

出の監査委員として御同意をいただき、私といたしましてはこの上ない光栄と存じておる次第でございます。

今後、この重要な職務遂行のために全力をあげて努力いたしたいと存じておりますので、皆様方のより一層の御指導、御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。

- 議 長（池嶋 一夫君） 次に、移ります。日程第七、報告第一号、「専決処分の報告について」を議題といたします。

- 六 番（福田 英彦君） 議長

- 議 長（池嶋 一夫君） 福田議員

- 六 番（福田 英彦君） この際動議を提出いたします。ただいま議題とされました報告第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されることを望みます。

- 議 長（池嶋 一夫君） ただいま福田議員から、報告第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されたいとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題とし、お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議 長（池嶋 一夫君） 異議なしと認めます。よってさよう決しました。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

- 書 記（益井 治美君） 報告第一号

専決処分の報告について

次の事件を地方自治法第七十九条第一項の規定により急施専決したので報告し、承認を求めらる。

平成二十三年七月十二日提出

守口市門真市消防組合管理者職務代理人 守口市長職務

代理人 守口市事務職員 川部 政彦

以上

- 議 長（池嶋 一夫君） 提案理由の説明を求めます。

- 総務課長（藤原 喜嗣君） 議長

- 議 長（池嶋 一夫君） 藤原総務課長

- 総務課長（藤原 喜嗣君） それでは、報告第一号、「守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、専決処分いたしました理由及び条例の改正内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の付議事件報一、一から報一、三及び付議事件参考資料報一、一を御参照賜りたいと存じ

ます。

当消防組合におきましては、職員の勤務時間を一日当たり七時間四十五分と定め、このうち午後零時四十五分から午後一時までの十五分間を休息時間としていました。

国では、公務効率の向上及び勤務時間の適正管理を目的とし、休息時間が廃止され、大阪府各市においても休息時間の廃止に向けた見直しが行われたところでございます。

当消防組合においてもこれらの動きを受け、慎重に検討した結果、消防職員の勤務時間、休日及び休暇等につきまして、従来から管理者の属する守口市に準じた内容で条例改正をいたしてまいりましたところから、今回につきましても同様に条例改正をすることといたしました。

なお、この条例は、平成二十三年四月より休息時間を廃止することから、平成二十三年四月一日までに施行する必要がある、組合議会を開催するいとまがなかったため、「守口市門真市消防組合消防職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」を専決処分とさせていただきます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。休息時間につきましては、本条例第十一条に規定しておりますことから同条を削除し、第十二条を第十一条とするも

のでございます。

なお、その他の改正につきましては、文言の整備によるものでございますので、内容についての改正はございません。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、専決処分の報告とさせていただきます。

○ 議 長（池嶋 一夫君） 以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、報告第一号を採決いたします。本件を承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

次に移ります。日程第八、議案第三号、「消防車両（は

しご車)購入契約の締結について」及び日程第九、議案第四号、「消防車両(化学車)購入契約の締結について」を併せて議題といたします。

書記をして議題を朗読させます。

○ 書 記(益井 治美君) 議案第三号

消防車両(はしご車)購入契約の締結について

消防車両(はしご車)購入契約を、次のとおり締結する。

平成二十三年七月十二日提出

守口市門真市消防組合管理者職務代理人 守口市長職務

代理人 守口市事務職員 川部 政彦

議案第四号

消防車両(化学車)購入契約の締結について

消防車両(化学車)購入契約を、次のとおり締結する。

平成二十三年七月十二日提出

守口市門真市消防組合管理者職務代理人 守口市長職務

代理人 守口市事務職員 川部 政彦

以上

○ 議 長(池嶋 一夫君) 提案理由の説明を求めます。

○ 総務課長(藤原 喜嗣君) 議長

○ 議 長(池嶋 一夫君) 藤原総務課長

○ 総務課長(藤原 喜嗣君) それでは、議案第三号、「消

防車両(はしご車)購入契約の締結について」、議案第四号「消防車両(化学車)購入契約の締結について」一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第三号、「消防車両(はしご車)購入契約の締結について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、まず付議事件議三、一から議三、二をお開きいただきたいと存じます。

三十八メートル級はしご付消防自動車は、平成四年度に購入し、現在、守口消防署に配備し、十九年間使用いたしております車両の更新整備でございます。

それでは、具体的な内容について御説明申し上げます。契約金額は一億九千百万円で、契約先は大阪市生野区小路東五丁目五番二十号 株式会社モリタ大阪支店 支店長 平田 隆吉でございます。契約方法は随意契約とするものでございます。特殊な車両でありますので、はしご車の製造メーカーは外国製を除き国内では、株式会社モリタ一社のみでございます。国の補助対象規格を参考として本消防組合が作成いたしました仕様書に基づき、また、他市消防本部の実績を踏まえ、同社より数回の交渉を実施、決定いたしました。

また、機能性及び走行安定性に優れているのを初め、大

量の消防資機材の積載を要することから最大許容荷重に余裕があり、また、はしご車という車両の特性から長い年数の使用に耐え、かつ、メンテナンスの点で整備等に便利  
な同社と随意契約を交わそうとするものでございます。

次に、車種等の概要について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、付議事件参考資料の議三、一から議三、二を御参照賜りたいと存じます。

この車は、はしご車専用シャシで三百八十馬力のエンジンを搭載し、その最小回転半径は、七・二メートルと小回り  
がきき、コンピューターコントロール方式のトランスミッションとABS制動装置を装備し、走行安定性が非常に  
高い車両であります。

次に、はしごの性能でございますが、地上からの高さ五連組立で四十・四メートル、また、先端バケット、昇降  
用リフト同時使用対応車であり、十分な強度と安全性を有して  
おりますとともに、標準装備といたしまして多数の安全装置を設けているものでございます。

なお、本消防組合の中高層建築物火災の対応といたしましては、現在十五メートル級、三十メートル級及び三十八  
メートル級の三台のはしご車を分配配備いたしております。

本件につきましては、「守口市門真市消防組合議会の議

決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」  
第三条の規定に基づき、御上程申し上げる次第でございま  
す。

次に、議案第四号、「消防車両（化学車）購入契約の締  
結について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、付議事件議四、一から議四、二をお開  
き願いたいと存じます。

一型化学消防ポンプ自動車は、平成九年度に購入し、守  
口消防署に配備し、十四年間使用いたしております車両の  
更新整備でございます。

それでは、具体的な内容について御説明申し上げます。

契約方法は、指名競争入札による契約でございます。一型  
化学消防ポンプ自動車専用シャシ、一型化学消防ポンプ自  
動車艙装一式、一型化学消防ポンプ自動車積載資機材一式  
と分割して指名競争入札を行いました。そのうち、一型化  
学消防ポンプ自動車艙装一式につきましては、契約金額は  
二千八百三十五万円で、契約先は大阪市生野区小路東五丁  
目五番二十号 株式会社モリタ大阪支店 支店長 平田  
隆吉でございます。また、落札率につきましては、九十六  
・五パーセントでございます。

本件につきましても、「守口市門真市消防組合議会の議

決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第三条の規定に基づき、はしご車と併せて御上程申し上げる次第でございます。

参考といたしまして、シヤシにつきましては、契約金額は一千二十三万七千五百円で、契約先は大阪市西淀川区千船一丁目四番四十五号 大阪日野自動車株式会社 代表取締役 山本 啓でございます。また、落札率につきましては、六十八・二パーセントでございます。

資機材一式につきましては、契約金額二百九十六万一千円で、契約先は大阪市西区新町三丁目八番十号 株式会社近商 代表取締役 今橋 泰喜でございます。また、落札率につきましては、八十四・六パーセントでございます。

次に、車種等の概要について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、付議事件参考資料の議四・一から議四・二を御参照いただきたいと存じます。

この車は、二百四十馬力のエンジンを搭載し、完成時の車両総重量八トン未満に限定し、中型免許で運行できるよう製作し、市街地などで発生する一般火災はもとより、水では消火困難な危険物火災、交通事故による車両火災でも活躍する車両で、四トンシヤシ、A・二級のポンプを装備し、消火水槽一千リットルと薬液槽容量百五十リットル二

槽式の合計三百リットルを備えております。水と薬液の混合方式は、ポンププロポーショナル方式を採用したコンパクトな車両でございます。なお、本消防組合では、守口消防署、門真消防署に各一台ずつ配備いたしております。

最後に、守口、門真市域での高層建築物の状況は、平成四年当時に比べ、三十一メートル以上の建物が二倍の九十三棟、四階以上の建物が二千三百四棟と、今後とも更に高層化、大規模化の傾向にあり、昨年中の建物火災の十七・一パーセントが中高層建物からの発生となっております。

また、危険物施設につきましては、平成九年当時に比べ、三百三十九施設で三十二・七パーセント削減しておりますが、幹線道路が縦横に走っており、さらに、昨年三月には、第二京阪国道も開通しておりますことから、交通量の増加に伴い車両火災発生の増加が危惧されており、今回更新整備し、救助、救出活動を初め、災害防ぎよ全般に万全を期する次第でございます。

以上、誠に甚だ簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議 長（池嶋 一夫君） 以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

○ 三 番（戸田 久和君） 議長



○ 議 長（池嶋 一夫君） 戸田議員

○ 三 番（戸田 久和君） 門真市議の戸田です。

まず、はしご車の購入についてお伺いします。一、消防のはしご車を製造販売しているのは、現在では、このモリタ社しかなくて完全な独占状態だと聞いておりますけども、これはどういう事情によるものでしょうか、説明願います。質問の二、一社独占でそこ随意契約するほかないとすれば、価格は相手の言いなりで釣り上げられている可能性があります。ありますが、それについてはどうでしょうか。

また、二〇〇九年九月作成の決算意見書では、執行金額を抑制すべく市場調査などを積極的に行い、限られた予算で最大にして有効な効果をもたらすべきことをうたい、二〇一〇年九月作成の決算意見書では、これに追加して予算編成や執行に対して更なる緊縮財政と取り組み、より一層の透明性を堅持した財政運営が望まれるという言葉も追加されていますが、この契約に関しては、そういう工夫や努力は具体的にはどのように行われたのでしょうか。

四点目、車両を選定していくに当たっては、モリタ社に出向いて現物を見たり、話を聞いたりにしているのでしょうか。また、納品の搬送は、どちらの責任や負担で行うのでしょうか。

以上、このはしご車について答弁願います。

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 藤原総務課長

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） ただいまの御質問に対しまして、答弁させていただきます。

以前は、関東にもはしご車の製造販売を行っていたメーカーがございましたが、平成十六年七月に福島県において発生したリフト昇降用滑車が破損し、リフトワイヤーが切断され、リフトが落下した死傷事故以来製作しておらず、国内では株式会社モリタ一社となっております。

次の御質問ですが、他市消防本部の近々の整備状況を確認し、実績を踏まえ、また、本消防組合には車検整備が行える整備工場があり、整備士の養成も行っており、整備士の専門的な目で同社と数回の交渉を実施し、決定いたしました。

三番目の御質問ですが、最近購入した近隣の八尾市消防本部及び株式会社モリタ三田工場へ視察を行いました。納品の搬送は、製造業者の責任において本消防本部に納入されております。

○ 三 番（戸田 久和君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 戸田議員

○ 三 番（戸田 久和君） 続いて、化学車について質問  
します。

まず一点目、数社による指名競争入札の結果だとありま  
すけれども、モリタ以外の応募社の名前と入札金額それぞ  
れ示してください。

二点目、入札の方法について、例えば門真市では、一九  
九九年十二月から予定価格と最低価格を事前公表制にする  
とか、最近では電子入札制度を導入するとか、地元業者へ  
の参入障壁を下げるとか、いろいろな工夫改善をしてきて  
いますが、消防での入札制度には、価格の事前公表制とか  
電子入札制度とかはあるのでしょうか。また、消防では、  
二〇〇〇年度以降のこの十一年間で、入札制度についてど  
のような工夫、改善をしてきているのでしょうか。

三点目、議案に上った艤装の契約以外のシャシ、車体の  
入札と資機材一式の入札については、何社の入札だったの  
か、応募社の名前と入札金額をそれぞれ示してください。

四点目、決算意見書に限られた予算で最大にして有効な  
効果をもたらす工夫や努力をすべきと、そういう趣旨があ  
りますが、この点については、この車両に関する種々の選  
定や入札においてどのようなものがあったのかお答えくだ  
さい。

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） 議長

○ 議長 長（池嶋 一夫君） 藤原総務課長

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） 議案第四号化学車購入契約に  
ついてですが、他社の入札金額は、モリタテクノス大阪支  
店、二千八百六十六万五千円、日本ドライケミカル株式会  
社大阪支店、二千九百十三万七千五百円、株式会社吉谷機  
械製作所、二千九百六十七万三千円、小川ポンプ工業、三  
千二十四万円でございます。

続きまして、現在、価格の事前公表制や電子入札制度に  
よる入札の執行は行っておりません。平成十三年五月に守  
口市門真市消防組合指名競争入札選考委員会設置要綱を定  
め、守口市及び門真市の入札参加有資格者名簿等により指  
名競争入札選考委員会を開催し、決定しております。また、  
入札行為全般につきましては、構成両市の担当部局からの  
助言等を受けて検討しているところでございます。

三番目、シャシにつきましては、大阪トヨペット株式会  
社法人営業部、大阪いすゞ自動車近畿株式会社守口事業本  
部、二社は辞退しております。

資機材につきましては、他社の入札金額は、キンパイ商  
事、三百二十九万二千五百円、木内ポンプ株式会社大阪営  
業所、三百六万六千円、株式会社赤尾大阪営業部、三百七

万六千五百円、株式会社セフティ・サービス、三百九万七千五百円、真弓興業、三百十三万一千百円でございます。

次の質問に対しまして、車両総重量八トン未満となるような設計で、大型免許を取得しなくても運行できるようにできるだけコンパクトな車両を製作することにより、本消防本部整備工場で車検整備が行え、車両の不具合等にも対応できるようにしております。また、前述のとおり、整備士の資格を有する職員を中心として、仕様書の作成や機種選定に当たっております。

○ 三 番（戸田 久和君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 戸田議員

○ 三 番（戸田 久和君） 消防の方でいろんな工夫をされていることもよくわかりました。ただ、入札の制度について、この十年間で全国的にも非常にいろいろな工夫がされて成果も上がってきています。消防本部としてそういう制度問題を研究していくのは、かなり人間的に大変な面もあるかと思えますけれども、守口市、門真市の例も積極的に吸収して、新しいより効率的で公正な、そして地元の方業者の方にも一斉に役立つこういうことを、入札制度の改善、研究を進めていかれるよう要望いたします。以上です。

○ 議 長（池嶋 一夫君） ただいまの戸田議員の御発言

は御要望として承っておきます。

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第三号及び議案第四号を併せて採決いたします。ただいまの二議案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際申し上げます。

本年度の行政視察は、日程が決まり次第議員を派遣したいと思えますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議 長（池嶋 一夫君） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、一般質問に入ります。

通告順に従い、まず戸田議員からこれを受けることといたします。

○ 三 番（戸田 久和君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 戸田議員

○ 三 番（戸田 久和君） 戸田です。まず、項目のひと

しまして、組合議会議員の存在意義に対する管理者及び消防本部の認識について伺います。

一、消防という専門的に特化した組織においては、議会を置かなくてもいいのではないか、という意見や消防組合の議員といっても市議会で果たすような役割は果たせっこないのだから議員は形式的な飾り物に過ぎない、という意見が世の中にはあるだろうと思います。また実際、議員の大半は消防の事を詳しく知るとまもなく一年か二年で入れ替わってしまうし、市当局の身近さに比べれば、消防は日常の議員活動とは離れた所にあります。私自身の場合を率直に語れば、市議会で活動する力の二十分の一も割けないのが実態としてあるので、こういう意見が存在するのも無理からぬ所があると思いますが、こういう意見について管理者はどう考えますか。かなり賛同できるという見地か、それは誤っているという見地か、考えを述べてください。

二点目、広域行政の消防組合において、消防組合議会が設置されている意義と効果について、管理者はどのように認識していますか。単に法律で議会設置が義務付けられているからというだけでなく、何故議会を置かないといけないのか、議会を置くかどうかという利点や効果があるのか、認識している所を述べてください。

三点目として、議会、議員への説明責任や積極的情報提供の責任と市民への説明責任や積極的情報提供の責任とが一体のものであるか、管理者はどのように考えていますか。年間四十億円前後の財政規模で、その歳入の約九十七パーセントが守口市、門真市の負担金であること、両市併せて約二十八万人、十三万世帯に責任を負う組織体であるという観点を踏まえてお答えください。まず、第一項目についてお願いいたします。

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 藤原総務課長

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） 第一項目につきまして、組合議会、議員の存在意義に対する管理者及び消防本部の認識についてお答えいたします。

消防組合といえますのは、地方自治法で特別地方公共団体として位置付けられております。その準用規定によりま

して、組合議会が設置されております。普通地方公共団体であります市行政同様に各種の施策、事業等につきまして、構成両市の御代表であります議員さんに、執行機関に対する審議機関として重要な役割を果たしていただき、消防活動に活かしていくものであり、議会、議員と市民と一体であると認識しております。また、これまでも情報提供につきましては、各種広報媒体等を利用し行っておりますが、今後も引き続き、速やかに情報提供を行っていく次第でございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 三 番（戸田 久和君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 戸田議員

○ 三 番（戸田 久和君） 今の答弁で、議会の必要性、意義について認識されているということが確認できて、ある意味安心いたしました。

次に項目の二番目としまして、市民への説明責任と消防組合ホームページでの議会議事録公表などについて質問いたします。

消防組合の公式ホームページが開設されたのは二〇〇六年からですが、その中の組合議会の部分にはいまだに議会議事録が掲載されておらず、例年議会がいつ開催されてい

るのか、いつ議会が開催されるのか、開催されたのか、また、議会でどういうことが審議され、何が決まったのかなどの重要事項が全く公表されていません。議会の前に当局者にちよっと聞いてみた感じでは、ホームページへの議事録掲載は全く考えていないような感じで驚かされました。門真市や守口市がホームページを開設したのが、二〇〇〇年辺りです。市議会の議事録を掲載し出したのが、確か翌年の二〇〇一年の辺りであります。市に比べてホームページに労力が割けない、という事情は分かりますが、二〇〇六年開設以来五年経っても、議事録掲載を全く考えていないとすれば、これは適切ではないと思います。そこでお聞きします。

一点目、消防組合ホームページの組合議会のコーナーに議事録や議会開催日などが掲載されていないのは、各市当局の昨今の積極的な情報提供姿勢に比べて、余りにも市民への説明責任や積極的情報の責任をないがしろにしているのではないのでしょうか。管理者の認識をお答えください。二点目、検索機能付きなどの高度なことができないからという理由で議事録のホームページを何年経っても行わないということと、一方、検索機能はなく、予算、決算資料もないが、議事日程と議事録の文字データだけの簡単な

のをまずはホームページ公表することでは、どちらが市民への説明責任や積極的情報提供の責任をないがしろにするものでありましようか。管理者の認識を答えてください。

三点目、少なくともこの七月臨時議会の分から、議事日程と議事録の文字データだけの簡単なものを、九月頃にはホームページに公表するに当たっては何の困難もないはずですがどうでしょう。また、過去の議事録について、電子データ化しているものは、要請があれば電子データでも提供すべきと思うがいかがでしょうか。以上お答えください。

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） 議長

○ 議長 長（池嶋 一夫君） 藤原総務課長

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） 市民への説明責任と消防組合ホームページでの議事録公表などについて、答えさせていただきます。現在、両市議会事務局及び消防本部に議事録を設置いたしております。ホームページという広報媒体がありながら、現在、公表していないことについては、決して市民への説明責任や積極的な情報提供の責任をないがしろにするものではなく、そこまで手が回らないというのが現状ではございます。今現在、ホームページ専任の職員は配置しておらず、今後も配置することは非常に困難な状況でございます。検索機能付きなど高度なことができない

いから、という理由で議事録のホームページ公表を何年経ってもしないということより、検索機能はなく、予算、決算資料もないが、議事日程と議事録の文字データだけの簡単なものをまずホームページに公表する、ということの方が重要であると認識しており、御指摘いただきましたことに関しまして、検索機能などの高度な機能付きというのは困難かと思いますが、まず、簡単に掲載できるものにつきましては、実施できるように検討したいと思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 三 番（戸田 久和君） 議長

○ 議長 長（池嶋 一夫君） 戸田議員

○ 三 番（戸田 久和君） 今の答弁、ちょっと一部答弁抜けがありますので。議事録については、ここたぶん十年程度のやつはパソコンに文字データで入れてるはずなので、そういう文字データ、電子データになってるものを借してくれ、という時の提供について、提供していただくべきと思いますがいかがでしょうか。

○ 次 長（深澤 雄二君） 議長

○ 議長 長（池嶋 一夫君） 深澤次長

○ 次 長（深澤 雄二君） はい、お答えいたします。過去のデータということですからけれども、今のところ過去のデ

ータについては考えておりません。

○ 三 番（戸田 久和君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 戸田議員

○ 三 番（戸田 久和君） 公開の議会で行ったことの議事録を、データがあるのに公表しない、提供しないという理由は成り立たないと思うんですけど、どういうことなんでしょうか。

○ 次 長（深澤 雄二君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 深澤次長

○ 次 長（深澤 雄二君） 先ほども申し上げましたとおり、ホームページの公表につきましては、手が回らないというか、あまり気付いてなかった現状でございます。これから、その点も検討させていただきたいと思えます。今のところは検討まで至っていないということでございます。

○ 三 番（戸田 久和君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 戸田議員

○ 三 番（戸田 久和君） 実際には、議長や副議長の認可がいるということ聞いてますので、議員の方々、特に議長、副議長の方の御了承をいただいで、進めていただきたいと思えます。それと、これは改めて言つときますけども、既にあるデータについて、少なくとも議員が見たいの

で提供してほしい、ということについては当然提供するべきと思えますが、その点、再度確認しておきます。どうでしょうか。

○ 次 長（深澤 雄二君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 深澤次長

○ 次 長（深澤 雄二君） もちろん、制度に基づいて御申請いただければ公表できると考えております。

○ 三 番（戸田 久和君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 戸田議員

○ 次 長（深澤 雄二君） 「データみたいなもん出されへんやないか」と呼ぶ者あり

○ 三 番（戸田 久和君） データは出さないんですか。

○ 議 長（池嶋 一夫君） 「議事録ちゃんとするやないか、製本したやつ」と呼ぶ者あり

○ 三 番（戸田 久和君） 製本しているものを電子データ出すことと紙データ出すことの何か大きな違いが、不具合があるとは到底思えないんですけども、どうなんですか。澤井議員から何か意見があれば、普通にお聞きしたいんですが。

○ 次 長（深澤 雄二君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 深澤次長

○ 次 長（深澤 雄二君） 当然、議事録ございます。先ほども検討いたしますということを申し上げたとおり、その点も含めて、出すということは今現在申し上げられませんが、議長、副議長と相談しまして、検討させていただきますという事で御了承願いたいと思います。

○ 三 番（戸田 久和君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 戸田議員

○ 三 番（戸田 久和君） その点は、前向きに検討していただくということにしまして、最後の質問の方に移りません。

項目の三番目、広域行政議会の資質向上と管外視察の効果的な実施についてお伺いします。消防組合は門真市と守口市の二市にまたがり、消防組合議会は門真市の議員と守口市の議員の両者によって構成されています。このような守口市門真市消防組合議会の資質を向上させようと思えば、両市の議員それぞれが相手市の様子を知ることが大事であり、そのためには相手市の議員と共同する機会を意識的に作ることが大事であるはずですが。しかし現実には、そのような機会は皆無に等しく、年三回の消防議会で同席するだけでは全く不足であります。これを唯一補える機会が管外視察を両市の議員で、一体で行うことだろうと思うのです

が、従来は全く別々に行われ、かつ、ごく簡単な、いつ、誰々が、どこそこへ、こういうことを知る目的で視察に行きました。というだけの、視察によってどこが勉強になったのか、どういう教訓やヒントを得たのか、というような肝心なことは何も書かれていない視察報告書が十二月議会に出されるだけでした。また、視察報告書のいう本視察の詳細報告書というのは、視察の様子を写した写真やスケッチが載っている程度のものでしかありません。そういうことを踏まえてお尋ねします。

一点目、管外視察については、上に述べた見地から両市議員が一体で行うのが、両市にまたがる消防組合を管轄する議員の見識向上にとって有効であるはずですが、管理者の見解はどうでしょうか。仮に議員十五人プラス随行者では日程調整が困難とか、議員十五人プラス随行者では視察団体として大規模すぎる、という問題があるとすれば、両市議員混合で二団体作って、別々の場所に視察に行く方法にすればよいのではないのでしょうか。管理者の見解を教えてください。

二点目、従来、他市の議員とは同行したくないという議員の意見が強かったのでしょうか。今年は、例えば二団体、両市議員自由混合方式、行き先ごとに定員を決めて、希望



先着順で割り振る、を行ってはどうか。議長、副議長から議員全体に諮ってもらって、賛同が得られたらそうすればよいのではないのでしょうか。

三番目、視察報告書については、現行のままが良いとお考えでしょうか。視察によって何を感じ、何を得たかなどについての報告書を、視察議員各人が出すことを義務化すべきではないでしょうか。今年度、もしそれがすぐに無理な場合には、任意で報告書を作成した議員の報告書だけでも議長に提出する視察報告書に添付するようにして、一歩前進を図るべきだろうと思います。また、視察報告書には視察にかかった経費も記載すべきだと思います。市民への説明責任の観点から管理者はどう考えるのか、考えを聞かせてください。

五項目最後に、視察報告書の市民に対する公表は、現在どのようななされているのでしょうか。お答えください。

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） 議長

○ 議長 長（池嶋 一夫君） 藤原総務課長

○ 総務課長（藤原 喜嗣君） 先ほどの質問に対しまして、広域行政協議会の資質向上と管外視察の効果的な実施についてということでお答えさせていただきます。

今までににつきましては、両市別々に行っております。両

市の議会、委員会や評議会などいろいろな日程が両市で行われており、組合議員全員としてというのは困難かと思われませんが、御指摘につきましては、議長、副議長とも調整させていただき、検討していきたいと考えております。

また、行政視察の結果につきましては、十二月議会において報告いたしており、報告書だけではなく、改善すべき点等がありましたら、検討し、より良いものにしていくものと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 三 番（戸田 久和君） 議長

○ 議長 長（池嶋 一夫君） 戸田議員

○ 三 番（戸田 久和君） 視察報告書の市民への公表についてどうなっているのか、について答弁が抜けてましたんでお願いします。

○ 次 長（深澤 雄二君） 議長

○ 議長 長（池嶋 一夫君） 深澤次長

○ 次 長（深澤 雄二君） お答えします。十二月の議会で報告いたしております。それ以外の公表はいたしておりません。

○ 三 番（戸田 久和君） 議長

○ 議長 長（池嶋 一夫君） 戸田議員

○ 三 番（戸田 久和君） 十二月議会での公表というのは、例えば、報告書を消防署や図書館に置いたり、各市の各地に置いたりということをしていないということですか。

議会に来て、傍聴して、そういうのがなされている様子を傍聴するしか知る機会がない、こういうことでしょうか。

○ 次 長（深澤 雄二君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 深澤次長

○ 次 長（深澤 雄二君） 十二月議会で今回の報告させていたでいております。それ以外の公表はしておりません。

○ 三 番（戸田 久和君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 戸田議員

○ 三 番（戸田 久和君） それでは非常に不足であって、今まで特にそういうことを気が付かなかった、あるいは、そういうことを特段求める市民もいなかったというだけのことであろうと思えますけども、昨今の状況から見れば、それは大いに不足であって、改善するべきだと思います。

最後にちょっとだけお聞きしますけれども、消防本部です。ね、本部職員自体が先進のよその消防に出張して視察した場合、その報告書では、例えば、何を得たのか、何を、どういうところが参考になるのか、という記載はないものなんではないでしょうか。また、経費の報告というのは、当報告書

には書かれないものでしょうか。守口門真消防署の実態としてお答えください。

○ 次 長（深澤 雄二君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 深澤次長

○ 次 長（深澤 雄二君） 突然の質問なんですけれども、いろんなケースがございますので、報告については、今言われた項目については、報告には網羅されていると思えます。網羅されているというか、今現在やっているという形、職員が出張した場合。ただ、例外もございますので、短期間であるとか、近いとか、いろいろありますので、個別のあれでしたら、また次回、改めて御質問にお答えしたいと思います。よろしく願います。

○ 三 番（戸田 久和君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 戸田議員

○ 三 番（戸田 久和君） 消防署の職員の場合は、どういう教訓や参考になる部分はあったのかという報告書に書く場合は、ほとんどあるという風に確認しました。今後とも、いろんな改善についてよろしく願います。また、議員の皆さんにもどうか前向きによりしく願います。また、ということ述べて、私の質問は終わります。

○ 議 長（池嶋 一夫君） 次に福田議員から一般質問を

受けることといたします。

○ 六 番（福田 英彦君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 福田議員

○ 六 番（福田 英彦君） 一点だけ、通告しておりますので質問させていただきます。

家庭用の火災警報器の設置についてなんですけれども、これは火災予防条例の改正によって、五年前の二〇〇六年、平成十八年の六月からその設置が義務付けられるというところで、五年間の経過措置ですね。既に建てられている建物については経過措置があつて、この五月末がその期限とされていたんですけれども、これについてはやはり、設置を促進するという施策等も大事かと思えますけれども、まず現状をですね、設置状況について把握されているのかどうか、把握されてるとしたら、どのような方法で把握されたのか、この点について、まず一点目お聞きしたいと思います。

あと、おそらく百パーセントではありませんので、義務設置であると思えますけれども、この対応についてですね、周知を今後どのようにしていくのかとか、政府の施策を推進するうえで、どのように進めようとしているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

あと、三点目ですけれども、その設置に当たっては訪問

販売をですね、法外な値段をとるということで、そういった企業トラブル等も発生していて、国民生活センターなどは取りまとめ件数とかをですね、出しているということなんですけれども、これまでの本組合における状況ですね、また、対応について御答弁願いたいと思います。

○ 予防課長（三田 薫君） 議長

○ 議 長（池嶋 一夫君） 三田予防課長

○ 予防課長（三田 薫君） 御説明いたします。

まず、住宅用火災警報器の普及状況についてお答えいたします。最も新しい数値といたしまして、住宅用火災警報器の義務化を直前としまして、本年五月、一箇月間、消防組合独自に実施しました住宅用火災警報器普及促進強化月間中の広報宣伝活動におきまして、守口市内の物販店舗十一箇所、門真市内の物販店舗九箇所、合計二十店舗におきまして、更に管内の京阪電車の駅など八箇所、合計二十八箇所において、延べ三十回、無記名にて、守口市、門真市の管内居住者を対象といたしました。その結果、五千二百九十六世帯の調査を行うことができました。その結果、五千二百九十六世帯中、三千九百六十一世帯が既に住宅用火災警報器などを設置しており、その普及率を計算しますと、七十四・八パーセントとなっております。

また、二つ目の御質問でございますが、未設置の世帯についての対応でございます。住宅火災での逃げ遅れ、すなわち悲惨な火災事故を無くするため、住宅用火災警報器の有効性を市民に正しく御理解いただくことを主眼に、消防組合といたしまして、本年六月以降につきましても、いまだ普及していない住宅に対しまして、両市広報誌など各種広報媒体を有効に使いまして、更には地域の自治会、自主防災組織の防災訓練時など、また、当然のことながら、春、秋の火災予防運動期間中も、引き続き積極的な普及広報活動を行う所存でございます。

なお、高齢者、特に一人住まいの高齢者の方々に對しましては、その有効性を十分御理解していただくことが肝要だと考えており、今後の課題といたしまして、両市の福祉担当課とも協議、協力を得ながら、一人住まいの高齢者の世帯のうち、住宅用火災警報器の未設置住宅への普及啓発活動を考えております。

また、訪問販売のトラブルに關します御質問でございますが、現在のところ、消防本部で把握している住宅用火災警報器販売に係るトラブルの事案はございません。なお先般、両市の消費生活センターに問い合わせしたところ、両市とも悪質な相談事案はなかったということでございます。

しかしながら、消防組合といたしましては、今後ともこれらに係る悪質な訪問販売の被害の未然防止を図る観点から、引き続き積極的な広報を心がける所存でございます。

○ 六 番（福田 英彦君） 議長

○ 議長 長（池嶋 一夫君） 福田議員

○ 六 番（福田 英彦君） 答弁にもありましたように特に一人住まいの高齢者の方に対する設置というのは、やはりこれ一番大事なことだと思っておりますね。

門真市においても、日常生活用品の用具の給付事業の制度等もありますので、両市あると思えますけれども、そういった制度活用についても精通していただいて前向きに推進していただきますように、これは要望としておきます。

○ 議長 長（池嶋 一夫君） これをもって、一般質問は終了いたしました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者職務代理人からごあいさつを受けることといたします。

○ 管理者職務代理人（川部 政彦君） 議長

○ 議長 長（池嶋 一夫君） 管理者職務代理人

○ 管理者職務代理人（川部 政彦君） 閉会に当たりまして、

一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日、議員の皆様方には何かとお忙しい中、御出席をいただき、終始慎重に御審議の上、お願いを申し上げます。提出案件について、速やかに御決定賜り、ここに厚く御礼を申し上げます。

また、この度新しく正副議長の御就任と議会構成が御決定されましたことは、誠に御同慶にたえない次第でございます。

どうか、議員皆様方におかれましては、今後とも、より一層本消防組合運営に御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

○ 議 長（池嶋 一夫君） 続きまして、閉会に当たり、私からもごあいさつを申し上げます。

本臨時会の全日程を滞りなく、無事終了させていただきました、誠にありがとうございます。

また、組合議会役員選挙に当たりましては、各位の御理解と御協力をいただき、私ども正副議長に賜りました温かい御声援とともに、ここに無事円滑に新しい組合議会の構成を遂げましたことに対し、改めてお礼申し上げます。

私どもは、消防行政に携わる者として、その職

務を深く認識し、さらに研鑽を重ね、住民の福祉の向上のために、最善の努力をいたす所存でございます。

今後とも、議員各位をはじめ、理事者におかれまして、御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが閉会のごあいさつといたします。それでは、本臨時会はこれもちまして閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午前十一時六分閉会

~~~~~